

相談支援 泉のほとり 障害児相談支援 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 真愛（以下「事業者」という。）が開設する相談支援 泉のほとり（以下「事業所」という。）が行う児童福祉法（以下「法」という。）に基づく指定障害児相談支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関することを定め、事業所の従事者が、障害児通所支援を利用する障害児（以下「利用者」という。）並びに利用者の保護者に対し、適正な指定障害児相談支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 この事業所が実施する事業は、利用者又は利用者の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立つて行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
 - 5 事業の実施にあたっては、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。
 - 6 事業の実施にあたっては、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。
 - 7 事業の実施にあたっては、前6項の他、関係法令等を遵守する。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 相談支援 泉のほとり
- （2） 所在地 横浜市栄区飯島町1516番地5

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 （常勤職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- 2 相談支援専門員 常勤職員 1 名 (社会福祉士・精神保健福祉士)
非常勤職員 2 名 (社会福祉士 1 名)

相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。

- 3 事務職員 1 名 (非常勤職員 1 名)

事務職員は、事業所運営に必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日 ただし祝日は除く。
(2) 営業時間 9 時～17 時
(3) 年間の休日 12 月 29 日～1 月 3 日

(指定障害児相談支援の提供方法及び内容)

第 6 条 この事業所が提供する指定障害児相談支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児相談支援に関する業務及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定障害児相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じ行うものとする。
- 2 指定障害児相談支援における障害児支援利用援助の提供方法及び内容は、第 2 条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
- (1) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者等の希望等を踏まえて作成するように努める。
- (2) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。
- (3) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努める。
- (4) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (5) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評

価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行う。

- (6) 相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
 - (7) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害児通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービスを提供する上での留意事項、内閣府令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成する。
 - (8) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
 - (9) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を利用者等に交付する。
 - (10) 相談支援専門員は、通所給付決定が行われた後に、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連携調査等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、サービス担当者会議に出席する担当者から、専門的な見地からの意見を求める。
 - (11) 相談支援専門員は、前号の担当者から専門的な見地からの意見を求めた障害児支援利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得る。
 - (12) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を利用者等及び第10号のサービス担当者会議に出席した担当者に交付する。
- 3 指定障害児相談支援における指定継続障害児利用援助の提供方法及び内容は、第2条に規定する基本方針及び第1項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。
- (1) 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。（以下「モニタリング」という。））を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行う。
 - (2) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、内閣府で定める期間ごとに居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録する。

(3) 前項第1号から第7号及び第10号から第12号までの規定は、障害児支援利用計画の変更について準用する。

(4) 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

(5) 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退院又は退所しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行う。

(障害児相談支援対象利用者等から受領する費用の額等)

第7条 事業所は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から内閣府が定める費用の額の支払を受けるものとする。

2 事業所は、前項の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の実費の支払を障害児相談支援対象保護者から徴収することができる。

3 事業所は、前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った障害児相談支援対象保護者に対し領収証を交付しなければならない。

4 事業所は、第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、障害児相談支援対象保護者の同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

横浜市栄区

(苦情解決)

第9条 提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した指定障害児相談支援に関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業所は、提供した指定障害児相談支援に関し、法の定めるところにより、都道府県知

事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（個人情報の保護）

第 10 条 事業者は、本事業において知りえた利用者またはその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、福祉サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者またはそのダリ人の了解を得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

- （1）虐待防止に関する指針の整備
- （2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備・成年後見制度の利用支援
- （3）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （4）虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

（身体拘束等の禁止）

第 12 条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底
 - （2）身体拘束等の適正化のための指針の整備
 - （3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施

(感染症対策に関する事項)

第 13 条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 14 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(暴言・暴力・ハラスメント対策に関する事項)

第 15 条 事業者は、利用者や従業員に対する暴言・暴力・ハラスメントの防止のため、体制整備を行うとともに、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に取り組むものとする。
 - (1) 事業所内において行われる性的言動および優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。尚対象は、当該事業所職員、利用者及びご家族、関連事業者等とする。
 - ・身体的力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
 - (2) ハラスメント事案が発生した場合、ハラスメント規定などを基に対応し、会議等により、同事案が発生しないための再発防止策を検討する。
 - (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修を実施する。また、現場でのハラスメント発生状況の把握に務める。
 - (4) ハラスメントと判断された場合は、行為者に対し、関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講ずる。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、従業員の資質向上のため研修(前条に規定する利用者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設け、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 毎月
 - (3) 自立支援協議会 相談支援部会 隔月
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得る。
- 5 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から 5 年間保存する。
- 6 事業所は、利用者等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整理し当該指定障害児相談支援を提供した日から 5 年間保存する。
- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
 - (2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ア 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画
 - イ アセスメントの記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ モニタリングの結果の記録
 - (3) 市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2019年5月1日から施行する。

この規程は、2024年4月1日から改定、施行する。

この規程は、2025年2月1日から改定、施行する。

この規程は、2026年9月14日改定、2026年6月1日から施行する。